働き方改革推進支援助成金の労働時間短縮・年休促進支援コースの交付申請をされた方へ

申請事業主殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡労働局　雇用環境・均等室

　今般、働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）について、「労働基準法第39条第４項で規定する年次有給休暇の時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入すること」を成果目標として交付申請されましたが、働き方改革推進支援助成金の交付要綱（労働時間短縮・年休促進支援コース）別紙１の２（４）①に、**「交付申請時点で、就業規則等に時間単位の年次有給休暇に関する休暇制度が規定されている場合」**は、**本助成金の助成対象外**とする旨が定められております。

交付申請書の１（９）「就業規則等に時間単位当たりの年次有給休暇が規定されておらず、かつ、（中略）事業主に該当するか」については、**時間単位の年次有給休暇に関する労使協定を締結していたり、労使協定がないにも関わらず時間単位の年次有給休暇が実際に運用されていた場合**には、**「就業規則等に時間単位当たりの年次有給休暇が規定されていない事業主」に該当しない**と判断され、交付決定が行われず、また交付決定が取り消されることがあります。

（事業主記載欄）**※下記に記載・署名の上、静岡労働局宛郵送してください。**

上記記載内容について、承知しました。

時間単位の年次有給休暇につきまして、交付申請時点で運用されておらず、労使協定も締結していない旨、申し立てます。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　(法人名)

　　　　　　　　　　　　（代表者職・氏名）

　　　　　　　　　　　　　(署名)